

平成 21 年 6 月 29 日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18530073
 研究課題名（和文） キャッシュフロー・ファイナンスにおける利益調整規範の研究
 研究課題名（英文） Regulatory Standard of Conflict of Interests Among Creditors on Cash Flow Finance
 研究代表者
 小山 泰史（KOYAMA YASUSHI）
 立命館大学・法学部・教授
 研究者番号：00278756

研究成果の概要：企業収益(キャッシュフロー)を直接の目的とする担保権の設定と利害関係人間の利益調整の規範として、担保設定者による担保目的財産の「通常の営業の範囲内の処分」という概念が果たす機能と、その内容を明らかにできたこと。すなわち、第一義的にはその「処分の範囲」が担保設定当事者間の約定により決まるが、担保権実行のプロセスにおける事情を斟酌して、裁判所の解釈によりその範囲の拡張ないし縮減が行われ、利害関係者の権利の優劣が左右され得る点を明らかにしたこと。

交付額

(金額単位：円)

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2006年度 | 1,200,000 | 0 | 1,200,000 |
| 2007年度 | 900,000 | 270,000 | 1,170,000 |
| 2008年度 | 800,000 | 240,000 | 1,040,000 |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 総計 | 2,900,000 | 510,000 | 3,410,000 |

研究分野：民事法学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：(1) 譲渡担保 (2) ABL (3) アセット・ベース・レンディング (4) 集合物 (5) 集合債権 (6) 流動財産 (7) キャッシュフロー (8) 売掛債権担保融資

1. 研究開始当初の背景

2006年の時点で、集合債権譲渡担保や集合動産譲渡担保等、企業の収益を担保の目的とする非典型担保の利用が、債権・動産譲渡特例法の制定によって容易になった。さらに、預金債権の担保化を巡る学説の議論も活発になっており、在庫品の売却 売掛債権の発

生と取立て その取立金の預金勘定への入金といったキャッシュフローの流れ全体を担保の対象として捉えようとするニーズが、実務上高まってきていた。

2. 研究の目的

以上の事情を背景として、本研究（「キャ

ッシュフロー・ファイナンスにおける利益調整規範の研究」)においては、企業のキャッシュフロー(事業収益)を目的財産とする融資手段につき、その担保目的財産の形態の変化のプロセスの各段階における利害関係当事者、具体的には担保設定者、担保権者、その他の一般債権者や担保設定者である企業の従業員等の倒産法上の利益調整がどうあるべきかについて、担保法と信託法の視点から総合的に検討することを目的としてきた。具体的には、担保目的財産の形態の変化(在庫商品 売掛債権 取立と銀行預金への入金)のプロセスにおいて、担保設定者たる債務者に処分権限を各段階に与えることと、キャッシュフローを融資の引当てにすることが果たして矛盾を生じないのか、また、各担保目的財産の形態において、利害関係を有する他の債権者との利害の対立を、設定者の処分を認めることとの関連でいかなる規範の下で調整すべきかを検討してきた。

3. 研究の方法

(1) 日本法の検討

担保目的財産の態様の変化の各段階において、利害関係を有する債権者間の利益調整規範を検討することが、本研究課題の主たる目的であった。具体的には、集合動産・集合債権の各譲渡担保における優劣関係や、その効力の規制方法の検討等を研究した。最高裁判平成18年7月20日や、集合債権譲渡担保に関する最高裁判決を契機として、研究期間中に、キャッシュフロー・ファイナンスをめぐる状況は新たな段階に突入した。その日本法

の問題状況を相対化して分析するために、次の(2)の手法を用いた。

(2) 比較法的研究

アメリカ UCC 第9編、カナダ法 Personal Property Security Act、およびイングランドの浮動担保等、キャッシュフロー自体を担保の目的とする外国の法制度について、比較法的な検討を行った。その結果、制定法による優劣決定の原則のみによって利害当事者の利益調整が図られているとは必ずしもいえず、当事者間の交渉による優劣決定の調整、具体的には浮動担保権者の任意の劣後を認める契約条項の存在を明らかにした。

とりわけ、利益調整に当たって、担保設定者の「通常の営業の範囲内の処分」という概念が、重要な役割を担っていることを明らかにした点は、特に強調することが許されるであろう。担保設定契約の当事者(担保設定者と担保権者)間の特約により、「通常の営業の範囲」がコントロールされるだけでなく、裁判所による概念操作により、優劣が変わってくる点は、非常に重要な示唆であった。

4. 研究成果

後掲・5.「主な発表論文」の項目に挙げたように、究実施計画に示した、イングランド法における浮動担保の裁判例の動向の追跡と、法律委員会(Law Commission)の2005年8月のレポート(Law Commission, The Company Security Regulations 2006)に対する反応の検討、および、 最判平成18年7月20日民集60

巻6号2499頁が示した「通常の営業の範囲内の処分」に関して検討すること、の以上3点について立命館法学315号に論文を公表した。

この論文において、イングランド浮動担保における個別担保と浮動担保の区別、および「通常の営業の範囲」についての具体的判断基準、さらに、いったん浮動担保が結晶化（固定化）した後、再度流動性を回復する場合の設定者の処分権限の根拠等について詳論し、その検討を基礎として、日本法の流動動産譲渡担保における「通常の営業の範囲内の処分」についてさらに検討を行った。その結果、集合物論・分析論のどちらを採ろうとも、流動集合動産の「再流動化」を理論づけるためには、今までの議論では不十分であることを明らかにした。さらに、担保目的財産の性質自体によって、「通常の営業の範囲」の概念が異なることが検証された。以上により、「通常の営業の範囲」については、担保設定当事者間の具体的な意思によらないで当然に処分が認められる類型と、まさに「当事者が欲したから」という明示の処分権の付与による場合とがあることを、明らかにすることができた。

他方で、「判例評論」に公表した判例評釈において、キャッシュフロー・ファイナンスに欠かすことのできないインフラである債権譲渡登記に関する裁判例(東京高判平成18年6月28日)について検討した。債権譲渡人と譲渡債権の債務者を逆さまに登記したという登記事項の記載ミスにより、債権譲渡登記の対抗要件としての効力自体が否定された、という事例である。債権譲渡の公示機能

が利用者の過誤により損なわれることは、その者が負うべきリスクであることを明らかにした。

また、2009年度秋に、今回の研究を納めた単独の論文集の刊行を予定している。また、10月の私法学会でワークショップを主催し、これまでの研究成果の発表を行う予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2件)

単著「流動財産担保における『通常の営業の範囲内の処分』と固定化・再流動化」立命館法学315号1-105頁(2008年3月)、査読無。

単著「債権譲渡登記の債権個別事項において原債権者と債務者とを反対にした誤記と第三者対抗要件の存否」判例評論(判例時報)578号(判時1956号)181-185頁(2007年)、査読無。

[学会発表](計 1件)

- ・ 2009年10月の日本私法学会においてワークショップ「ABLにおける担保設定者の担保目的財産の処分権について流動動産・債権の譲渡担保を中心として(仮題)」を担当予定。

[図書](計 1件)

・単著『流動財産担保論 ABL 研究序説』
(仮題)(成文堂・2009年秋出版予定)

6. 研究組織

(1)研究代表者

小山 泰史 (KOYAMA YASUSHI)
立命館大学・法学部・教授
研究者番号：00278756

(2)研究分担者

(3)連携研究者